

医療法人社団石鎚会 同志社山手病院訪問リハビリテーション事業所

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業者名	医療法人社団石鎚会 同志社山手院訪問リハビリテーション事業所
所在地	〒610-0315 京都府京田辺市同志社山手二丁目2番
介護保険指定番号	2613201041・京都府
施設管理者	近江園 善一
サービス提供地域	京田辺市・城陽市・井手町・精華町・木津川市
電話番号	0774-63-1113
FAX番号	0774-65-5100

2. 当事業者の職員体制

職員体制	勤務形態	計	概要
管理者	常勤兼務	1名	医師および同一敷地内の介護保険事業所の管理者および病院の管理者と医師を兼務
理学療法士	常勤専従	2名	当介護保険事業所の理学療法士を専従
理学療法士	非常勤兼務	2名	同一敷地外の病院の理学療法士を兼務

3. 営業時間

- ・ 営業日：月曜日～土曜日 9：00～17：00
- ・ 休業日：日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）
原則、上記営業日・営業時間に即して運営を行います。休業日がサービス予定日となる場合や、年末年始等の長期休暇となる場合には、利用者の要望により休業日にサービスを提供することがあります。但し、ケアプランの範囲で行うこととします。

4. 訪問リハビリテーション担当者 氏名：_____
- 連絡先は同志社山手病院内です。外出等の場合は担当職員までご連絡下さい。

5. 訪問リハビリテーションの事業目的、運営方針

(1) 事業目的

医療法人社団石鎚会が開設する同志社山手病院が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」といいます）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 介護保険の申請を行われ、要介護の判定を受けられた方に対して、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院困難な要介護者を対象と致します。
- ② 要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の居宅において、理学療法・

作業療法・言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能維持・回復を図る事を目的とします。

- ③ 事業所のリハビリテーション職員は、ご利用者の希望・心身の状況を踏まえ、主治医の指示のもと、ケアマネジャーのケアプランに沿ってリハビリテーション計画を作成し、居宅を訪問して必要なリハビリテーション等を行います。
- ④ サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、常にご利用者の病状、心身の状況ならびに環境設定に十分配慮し、分かり易い説明の実施とともに適切なサービスの提供を行います。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスおよび居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥ 訪問リハビリテーションにおいて実施した内容を常に評価し、最良なサービスを提供できるよう努力致します。

6. 利用料金等

- (1) 提供する訪問リハビリテーションサービスのご利用者負担金、その他の利用料は下記の一覧表のとおりです。
- (2) この負担金は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 介護保険適用の場合、原則として下記料金表の金額の1割、2割もしくは3割がご利用者負担になります（なお、生活保護等の公費受給者の該当者は、ご利用者負担額を補助する制度があります）。
- (4) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、一旦、利用されたサービスの全額（介護報酬に定められた額の全額）をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険担当窓口へ提出されますと、ご利用者負担額を除くサービス利用料の払い戻しを受けることができます。
- (5) 介護保険サービス外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合を含む）には、自己負担となります。
- (6) 利用料等の請求並びに徴集方法について
 - ① 当事業者は、当月のご利用料金を毎月末日に締め切り、合計金額を請求書に明細を付して、翌月10日までにご利用者ご本人またはご家族に請求致します。
 - ② 当院の会計窓口にてお支払いをご希望される場合は、お取り扱い時間が平日・土曜日の8:30～17:00です。日曜・祝日はお取り扱いがございません。
 - ③ 銀行振込をご要望の場合は、請求書到着後5日以内に下記口座にご送金ください。

◇ 銀行振込先

南都銀行 京田辺支店 普通 2101563

口座名義 医療法人社団 石鎚会 同志社山手病院 理事長 石丸 庸介

* なお、振り込み手数料は各自のご負担となります。必ず振り込み人はご利用者名でお願いします。

- ④ 銀行引き落としをご希望の場合は、職員にお申し付けください。
当月のご利用料金を毎月月末に締め切り、翌月27日に引き落としをさせていただきます。なお、利用開始直後で預金口座振替依頼書の開通処理が間に合わない場合には、翌々月に2ヶ月分の利用料金を引き落としさせていただきます。その場合につきましては、あらかじめご利用者ご本人またはご家族にご了承をいただくために事務職員からご連絡をさせていただきます。
また、当法人による他の介護保険サービスをご利用されていて、既に当法人との預金口

座振替契約を完了されておられる場合には、職員に一言お声かけ下さい。

⑤ご利用者負担金は、請求月の月末までに一括してお支払い下さい。

⑥事業者は、ご利用者から支払いを受けた場合、本院指定の領収書を発行いたします。明細は請求書をご参照ください。

料 金 表 一 覧	単 位
訪問リハビリテーション費 所要時間20分以上（1回）	308単位/回
短期集中リハビリテーション実施加算 病院や施設からの退院（所）もしくは認定日から3ヶ月以内 （1回20分以上かつ1週間に2日以上、週12回まで算定可能）	200単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7年以上の勤続年数のある者が配置されていること	6単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること	3単位/回
高齢者虐待防止措置未実施減算 1) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない 2) 高齢者虐待防止のための指針を整備していない 3) 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、または高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、利用者全員について所定単位数から減算する	- 3単位/回
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1) リハビリテーション会議を定期的を開催する等、リハビリテーションマネジメントを継続的に実施していること	180単位/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1) リハビリテーション会議を定期的を開催する等、リハビリテーションマネジメントを継続的に実施していること 2) LIFE の提出ならびにフィードバックをしていること	213単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 （事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合） 上記（イ）（ロ）の要件項目を満たしているとともに、3) リハビリテーション・口腔・栄養のアセスメントを実施、ならびに情報を一体的に共有していること 4) リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていること	270単位/月
退院時共同指導加算 病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士が、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合	600単位/回 退院につき1回まで
リハビリテーション計画診療未実施減算 厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。	- 50単位/回

なお、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者が、退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始する観点から、退院後1月に限り、入院中の医療機関の情報提供のもと、訪問リハビリテーションを実施した場合の減算を適用しない。		
交通費	不要	0円/回

【*単位×(地域加算)＝円】

合計単位数に、地域加算を掛けた額の1割、2割もしくは3割がご利用者負担になります。地域加算とは、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するために設けられた区分です。級地と人件費率ならびに対象地域は以下の通りとなります。

「6級地 人件費割合 10.33円」：木津川市・京田辺市・精華町

「7級地 人件費割合 10.17円」：城陽市

「その他 人件費割合 10.00円」：井手町

7. 訪問リハビリテーション実施地域

当法人訪問リハビリテーション事業所の通常実施地域は、京田辺市・城陽市・井手町・精華町・木津川市とします。実施地域を越える場合のご要望に関しましては、ご相談させていただきます(他の近隣の事業所をご紹介させて頂く場合もございます)。

8. 次の理由の場合等においては、サービスの利用等、対応できない場合があります。その場合は、他の居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション事業所等をご紹介させていただきます。

- (1) 当事業所の職員数やご利用者数からみて申込みに応じきれない場合
- (2) 申込み者の所在地が実施地域以外の場合
- (3) その他、利用申込者に対して、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

9. サービス相談窓口

当事業所の相談窓口：医療法人社団 石鎚会 診療支援部 渉外課長 金倉 勝巳

TEL 0774-63-1111 FAX 0774-63-2363

受付時間：平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00 (12月30日 13:00～1月3日は除く)

*当事業所以外に保険者である市町村の相談、苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口にて苦情を伝える事ができます。

- ・京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

- ・京田辺市役所 健康福祉部高齢介護課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

TEL 0774-64-1373 FAX 0774-63-5777

- ・木津川市役所 高齢介護課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

TEL 0774-75-1213 FAX 0774-73-2566

- ・城陽市役所 福祉保健部高齢介護課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

T E L 0774-56-4032 F A X 0774-95-3974

- ・井手町役場 高齢福祉課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

T E L 0774-82-6165 F A X 0774-82-5055

- ・精華町役場 福祉課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～12:00/13:00～17:00

T E L 0774-95-1904 F A X 0774-95-3974

10. 秘密保持

当事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者等の秘密は厳守いたします。なお、この対応は退職後も同様です。ここでいう正当な理由とは、ご利用者等に説明し同意を得た場合に限定して、サービス担当者会議等の席上、ご利用者等の個人情報を用いる場合があります。個人情報の取り扱いについては、厚生労働省に示している医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインに遵守します。

11. 事故発生時の対応および損害賠償

サービス提供時に事故等が生じた場合については、速やかにご利用者の家族、市町村、主治医、利用しているサービス事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対応策を講ずるとともに、その事故が事業所の責任として明確な場合は、損害賠償を含めて必要な対応を行います。

12. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、同時に事業所管理者にも連絡を行い、緊急時の処置等を速やかに対応いたします。

13. ハラスメント

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービス提供の中断や契約の解除を行う場合があります。相互の信頼関係を築くためにも、ご協力をお願いします。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。また、虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。これらを適切に実施するための担当者を置きます。

15. 感染症の予防及び、まん延の防止のための措置

当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。また感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、並びに感染症の予防及び、まん延の防

止のための訓練を定期的実施します。

16. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。そして、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 身体的拘束等の適正化

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。また、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。そして、身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

18. 差別的発言

人種・体格・性別等に対する差別的発言は固くお断りします。職員への差別的発言により、サービス提供の中断や契約の解除を行う場合があります。相互の信頼関係を築くためにも、ご協力をお願いします。

19. その他

- (1) 訪問リハビリテーション従事者は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) 訪問リハビリテーション従事者に対する贈り物や飲食等のおもてなしは必要ありません。
- (3) サービス利用予定日の都合が悪くなった場合は、必ず事前に連絡をお願い致します。

19. 当事業所を開設する法人の概要

名称・代表者	医療法人社団石鎚会 理事長 石丸庸介
所在地	京田辺市田辺中央6丁目1番地6
連絡先	0774-63-1111
関連施設	京都田辺中央病院・京都田辺記念病院・介護老人保健施設やすらぎ苑・同志社山手病院・石丸医院・松井山手クリニック 京都田辺中央病院健康管理センター・やすらぎ保育園 三山木中央クリニック・サービス付き高齢者向け住宅やすらぎの里三山木・京都田辺記念病院透析治療センター・訪問看護ステーションやすらぎ・訪問介護センターやすらぎ・石鎚会医療介護支援センター・特別養護老人ホームやすらぎの杜

- * 本重要事項説明書は、「訪問リハビリテーション契約書・同意書」に添付して使用、保管するものとする。
- * 上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者署名と事業者の署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。

事業者名 医療法人社団石鎚会 同志社山手病院 訪問リハビリテーション事業所

管理者氏名 近江園 善一 ㊟

説明者氏名 _____ ㊟

上記説明を受け、介護保険適用の法定負担金およびその他利用料の支払いならびにサービス担当者会議等において、利用者ならびに家族の個人情報を用いることに同意いたしましたので、ここに署名いたします。

説明日 年 月 日

同意日 年 月 日

交付日 年 月 日

ご利用者氏名 : _____

ご家族氏名 : _____